

<p>○四〇二 ・九一</p>	<p>ミルク及びクリーム (濃縮又は乾燥をし のもの)</p>	<p>平成三年四月 一日から平 成三年三月 三十一日まで</p>	<p>組成分の含有量の合 計が乾燥状態にお いて全重量の三〇%以 上のものに限る。 並びに調製食品 (関税率表第二一・ 二)</p> <p>○六項以外の項に該 当するもの及び調製 食用脂(関税率表第 四・五)の物品 の含有量が全重量の 三〇%を超え七〇% 以下のものに限る。 (を除外のものとし、ミ ルクの天然の組成分 の含有量の合計が乾 燥状態において全重 量の三〇%以上のも のに限る。)</p>
<p>○七二三</p>	<p>乾燥した豆(さやを したもの)</p>	<p>平成三年四月 一日から平 成三年三月 三十一日まで</p>	<p>たものに限るものと し、粉状、粒状その 他の固形状のもの以 外のもの、砂糖そ の他の甘味料を加え てないものに限る。 (関税率表第二一・ 二)</p> <p>無機質を濃縮したホ エイ エイ</p> <p>ホエイ及び調製ホエイ のうち無機質を濃 縮したホエイ以外の もので、関稅暫定措 置法施行令(昭和三十 五年政令第六十九 号)第一条に規定す る配合飼料の製造に 使用するもの</p>
<p>一一〇七</p>	<p>麦芽(いつてあるか その他のもの)</p>	<p>平成三年四月 一日から平 成三年三月 三十一日まで</p>	<p>除いたものに限るも のとし、皮を除いて あるかないか又は割 つてあるかないかを 問わない。のう ち、ひよこ豆、緑豆 及びひら豆以外のも の</p> <p>とうもろこしのうち コーンスターチの製 造に使用するもの</p> <p>とうもろこしのうち 関稅暫定措置法施行 令第三条に規定す るところにより飼料用 に供するもの</p> <p>とうもろこしのうち コーンフレーク、エ チアルロール又は 蒸留酒の製造に使用 するもの</p>

関稅割當制度に関する政令

